

# 福島県教育委員会令和5年3月定例会会議抄録

1 開催日時	令和5年3月20日(月)午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室(県庁西庁舎3階)
3 出席者	大沼博文教育長、1番 吉津健三委員、2番 浅川なおみ委員、3番 成澤勝蔵委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、正木委員と大村委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、室井主査が記録係に指名された。
(5) 理事兼政策監提出理由説明	<p>教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号については、令和5年度学びの変革推進プランを決定するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立博物館条例施行規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県指定重要文化財を指定するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県指定重要無形文化財保持団体の認定及び認定の解除を行うもの。</p> <p>議案第5号については、福島県立博物館運営協議会委員を任命するもの。</p> <p>議案第6号については、福島県文化財保護審議会委員を委嘱するもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>議案第7号及び議案第8号については、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第9号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第10号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第11号については、県立学校長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第12号については、令和4年度教育・文化関係表彰の被表彰者を追加決定するもの。</p> <p>議案第13号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。</p> <p>報告第1号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、県が申し立てられた謝罪等請求調停事件の対応について報告するもの。</p> <p>報告第5号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第5号から議案第13号、報告第1号から報告第5号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>令和5年度学びの変革推進プランについて（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>成澤委員：総合教育計画について、現場の教員の中には面倒ごととして捉えている教員もいる</p>
---	--

<p>議案第2号</p>	<p>と思う。計画を丁寧に説明し、教員一人ひとりが理解した上で取り組んでいけるようお願いしたい。</p> <p>正木委員：計画について、現場の教員への浸透を図り、実現に向け一丸となって取り組めるような体制を築いてほしい。また、目標数値のブラッシュアップを定期的に行うとともに、目標と現状のギャップを分析し、取組の改善を図りながら進めていただきたい。</p> <p>福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第3号</p>	<p>福島県指定重要文化財の指定について（議案第3号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第4号</p> <p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>福島県指定重要無形文化財保持団体の認定及び認定の解除について（議案第4号）、文化財課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>正木委員：無形文化財認定団体に対する補助制度はあるのか。</p> <p>文化財課長：予算制約上全てというわけにはいかないが、団体に補助を行うことは可能であり、毎年照会などを行って対応している。</p> <p>大村委員：今回新しく認定する団体の構成人数はどれくらいか。</p> <p>文化財課長：現在15名程度が活動している。</p> <p>浅川委員：今回認定する団体で活動しているメンバーの平均年齢はどれくらいか。</p> <p>文化財課長：60代の方が中心となって活動している。平均年齢については計算していない。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこ</p>

<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 5 号 議 案 第 6 号 議 案 第 7 号 議 案 第 8 号</p>	<p>れを承認することに決定された。</p> <p>福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第5号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県文化財保護審議会委員の委嘱について（議案第6号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後2時35分、教育長から暫時休議が告げられた。 午後2時40分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 9 号 議 案 第 1 0 号 議 案 第 1 1 号</p>	<p>令和5年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第9号）、令和5年度市町村公立学校長の人事について（議案第10号）及び令和5年度県立学校長の人事について（議案第11号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

議案第12号	令和4年度教育・文化関係表彰について（議案第12号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第13号	教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第13号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告審議	
報告第1号	令和5年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和5年度市町村公立
報告第2号	学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和5年度県立学校教職員の人事について（報告
報告第3号	第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、
報告第4号	全員に異議なく了承された。
報告第5号	県が申し立てられた謝罪等請求調停事件の対応について（報告第4号）、職員課長から説明があ
報告第5号	った後、全員に異議なく了承された。
報告第5号	訓告処分等について（報告第5号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議な
報告第5号	く了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和5年4月21日（金）午後1時30分から開会
閉会	することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
閉会	午後3時5分、教育長から閉会が告げられた。